

# 宇都宮市業務委託共通仕様書（訂正表）

平成27年10月

宇都宮市

## 宇都宮市業務委託共通仕様書(平成21年版)(訂正表)

誤	正
<p>1 測量業務共通仕様書 目次 p.3</p> <p>第110条 提出書類 ..... 8</p>	<p>1 測量業務共通仕様書 目次 p.3</p> <p><b>【改訂】</b> 第110条 提出書類 ..... 7</p>
<p>1 測量業務共通仕様書 第1章 総則 第102条 用語の定義 p.4</p> <p>1. 「発注者」とは、地質調査業務等の実施に関し、受注者と委託契約を締結したものをいう。</p>	<p>1 測量業務共通仕様書 第1章 総則 第102条 用語の定義 p.4</p> <p><b>【改訂】</b> 1. 「発注者」とは、測量業務の実施に関し、受注者と委託契約を締結したものをいう。</p>
<p>1 測量業務共通仕様書 第1章 総則 第128条 再委託 p.13</p> <p>5. 受注者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との量業務を実施しなければならない。 なお、協力者は、宇都宮市の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は、宇都宮市の指名停止期間中であってはならない。</p>	<p>1 測量業務共通仕様書 第1章 総則 第128条 再委託 p.13</p> <p><b>【改訂】</b> 5. 受注者は、測量業務を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。 なお、協力者は、宇都宮市の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は、宇都宮市の入札参加停止期間中であってはならない。</p> <p style="text-align: right;">※下線：平成27年10月改訂（新旧対照表参照）</p>
<p>2 地質・土質調査業務共通仕様書 第1章 総則 第102条 用語の定義 p.23</p> <p>1. 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しは分任契約担当官をいう。</p>	<p>2 地質・土質調査業務共通仕様書 第1章 総則 第102条 用語の定義 p.23</p> <p><b>【改訂】</b> 1. 「発注者」とは、地質調査業務等の実施に関し、受注者と委託契約を締結したものをいう。</p>